

広島中央環境衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十一号

広島中央環境衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島中央環境衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則（平成二十一年広島県人事委員会規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

「会計管理者」の下に「次長」を加える。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。